

改訂版 はじめに

～ますます増える合同会社～

本書の初版が発行された2013年当時は、アップルや西友などの有名企業も合同会社へ組織変更してはいたとはいえ、「合同会社という名前を聞いたことはあるものの、よくわからない」といった声はまだまだ多く聞かれた時代でした。

しかし、その後もアマゾンやワーナーブラザーズの日本法人が合同会社へ組織変更するなど、大手企業でも合同会社を選択するケースが増加するとともに、一般の方へも合同会社という組織形態が浸透していきました。近年、筆者の事務所でも、「合同会社を設立したい」「合同会社を設立したので税理士さんに見てほしい」というお客様が増えてきています。

また、たとえば商工会議所や地域の経営者の交流会など名刺交換をする機会においても、合同会社の名刺をお持ちの方をかなりお見受けします。世間一般でも合同会社の存在が浸透してきていると、実感しています。

法務省統計情報によると、会社法が施行された2006年（平成18年）以降、合同会社の設立件数は、

2007年 6,076件

2012年 10,889件

2017年 27,270件

と増え続けています。2017年の27,270件という件数は、同年に設立登記された会社の件数の約23%にあたります。新たに設立される法

人のうち、5社に1社以上の割合で合同会社が選ばれているといえます。

これだけ増えている合同会社ですので、インターネットで検索すると、合同会社についてのウェブサイトがたくさんヒットします。

しかし、それらのほとんどは、合同会社の特徴やメリット、デメリットといった概要についてだけ書かれているものです。実際に設立手続をするときに使う様式が記載されており、設立後直面する税金にまつわる手続きまで一緒に出ているウェブサイトはほとんどないものと思われます。

本書は、起業を思い立ち合同会社という会社形態に興味を持った方が、合同会社のことを理解したうえで、1人で合同会社設立の手続きができるようになることを目指しています。

そして、実際に合同会社を設立した後に必要な手続き、創業期の資金繰りに役立つ創業融資について、最低限知っておいてほしいノウハウが書かれています。本書を最後まで読むことで、合同会社の運営を始める「第一歩」まで踏み出せるようになっています。

本書が、これから事業を始めようと考えている起業家予備軍の方々のお役に立ち、1人でも多くの元気な起業家が誕生することにつながれば幸いです。

2018年11月

ウェイビー行政書士事務所

伊藤 健太

飯塚税理士・行政書士事務所

飯塚 正裕

目次

改訂版 はじめに ～ますます増える合同会社～

第1章 合同会社の特徴とメリット・デメリット

1	昨今の合同会社ブームの背景	11
2	起業するときの事業形態	13
	(1) 法人	13
	(2) 個人事業主	14
3	合同会社のメリット	15
	(1) 事業を始めるまでにかかる費用が安い	15
	(2) 社会的信用が獲得できる	16
	(3) 有限責任である	18
	(4) 自由に損益配分できる	19
	(5) 役員の任期が無制限である	20
	(6) 資金調達幅が広がる	21
	(7) 決算公告の義務がない	23
	(8) 税制の違い	24
	(9) 人材の採用がしやすい	24
4	合同会社のデメリット	27
	(1) 知名度が低い	27
	(2) 人的信頼関係が崩れると大変	27
	(3) 社会保険料などの負担	28

第2章 合同会社を設立する前に知っておくべきこと

1 合同会社が想定している会社像と向いている業種	30
(1) 想定されている会社像	30
(2) 小規模な会社とは	31
(3) 損益分配	32
2 合同会社設立までの流れ・スケジュール	34
(1) 設立までの大まかな流れ	34
(2) 商号	35
(3) 事業目的	36
(4) 本店所在地	36
(5) 資本金	37
(6) 合同会社における社員	39
3 合同会社設立にかかる費用	44

第3章 合同会社の運営をうまく行うために知っておくべきこと

1 創業者向け融資制度の活用	46
(1) 創業融資制度とは	46
(2) 日本政策金融公庫の「新創業融資」	48
(3) 金融機関＋保証協会の「制度融資」	50
(4) 新創業融資と制度融資の比較	51
2 融資における合同会社の特色	53
(1) 融資における合同会社と株式会社の違い	53
(2) 合同会社と株式会社、どちらが融資を受けやすいか	54
3 実際の申請フロー	55
(1) 新創業融資の場合	55

(2) 制度融資の場合	58
4 税金の種類	59
(1) 法人が支払うべき税金の種類	59
(2) 新設法人は消費税が免除	63
5 経理の必要性と士業	66
(1) 経理の必要性	66
(2) 専門家（士業）とは	66
(3) 各士業の役割	67

第4章 合同会社の設立事例紹介

1 合同会社オールプラウツ	70
2 上尾総合学院合同会社	74
3 メモリアル・コンシェル合同会社	76
4 匿名希望（投資業）	79

第5章 実際に合同会社をつくろう

1 定款作成の準備	84
(1) 商号	85
(2) 目的	86
(3) 本店所在地	87
(4) 社員	88
(5) 業務執行社員	89
(6) 代表社員	89
(7) 資本金	90
(8) 社員の出資の目的およびその価額または評価の評準	91
(9) 公告の方法	92

(10) 合同会社における経営の意思決定	93
2 実際の書類作成方法	94
(1) 定款の書式例	94
(2) 法務局に提出する書類	98
3 法務局への登記	115
(1) 書類を提出する法務局の管轄	115
(2) 書類の提出方法	115
(3) 登記が完了するまでの期間	116
(4) 登記完了後	116

第6章 合同会社設立後に行う手続き

1 印鑑カード、謄本の取得	120
2 銀行口座の開設	124
3 各書類の提出	126
(1) 税務署への届出	127
(2) 都道府県税事務所・市町村役場への届出	140
(3) 年金事務所への届出	142
(4) 労働基準監督署、公共職業安定所への届出 (従業員を雇用する場合)	147
(5) その他、労働基準監督署への届出	149

第7章 合同会社の変更登記・組織変更の方法

1 合同会社の変更登記	152
(1) 役員変更（社員変更）の手続き	153
(2) 商号変更の手続き	154
(3) 本店変更の手続き	156

(4) 事業目的変更の手続き	157
(5) 支店登記の手続き	157
(6) 増資の手続き	158
2 合同会社から株式会社への組織変更	160
(1) 組織変更計画	160
(2) 組織変更することを知らせる	160
(3) 組織変更の効力発生、組織変更登記の申請	161
(4) 関係官庁へ書類提出	161

本書の記載情報は2018年11月時点のものです。

第1章

合同会社の特徴と メリット・デメリット

「会社」というと、株式会社が圧倒的にメジャーな形態です。しかし、実は会社の種類は他にもいくつかあります。合同会社、合資会社、合名会社、有限会社などです。

なぜ、このようにいくつもの種類があるのかというと、たとえば、ソニーのように何万人も社員がいる会社と、自分1人で会社をやっている会社とでは、やはり会社としての必要な機能が違うからです。

つまり、会社の形態がいくつも用意されているということは、自分の思い描くような会社形態がとれるように、法律が選択肢を用意してくれているのです。会社ごとに機能が違うということは、その会社の形態をとることのメリットやデメリットがそれぞれにあるということです。自分自身がどのような会社をつくっていきたいのかに応じて、会社の形態を選択することになります。

しかし、ほとんどの人は株式会社、合同会社の2つから会社設立の形態を選択しています（株式会社、合同会社の違いについての詳細は本章3、4参照）。

なお、有限会社は2006年5月に会社法が施行されたことに伴い、現在、新規で設立することはできません。中には、このことを逆手にとって、有限会社をM&Aで買収したり、知人等から譲り受けたりするなどして、事業をスタートする人もいます。有限会社であれば2006年4月までに設立された会社であり、長く事業をやっているというイメージを与えられるからです。

とはいえ、株式会社と合同会社以外の会社形態を選ぶ人はほとんどいません。

■ 1 昨今の合同会社ブームの背景 ■

今、なぜ合同会社がブームとなっているのでしょうか？

合同会社の設立が増えてきているのは、合同会社の知名度が徐々に上がってきたためです。合同会社は、2006年（平成18年）の会社法施行に応じて、新たに設立できるようになった会社形態です。

以後、社会が合同会社を認知しはじめ、筆者のような合同会社の専門家も増えてきました。

専門家が増えてくると、各自のホームページやブログなどで合同会社の説明や紹介をします。すると、株式会社しか頭になかった人が、それらの媒体を通して合同会社のことを知ることになります。

また、前述したように、会社形態によってメリットやデメリットがあります。この点、筆者は、合同会社のメリットを活かせる人に対しては、株式会社の設立ではなく合同会社の設立をおすすめしています。

また、近年では、アマゾンやアップル、西友などの有力企業が組織再編などを機に株式会社から合同会社へ移行しているというニュースが世に出ていることもあり、合同会社自体の知名度が上がってきています。

今までは「会社を設立したい＝株式会社を設立したい」という人がほとんどでした。専門家でも、「お客様の場合には、合同会社のほうが株式会社よりもよいかもしれませんよ」という感じで、合同

会社を提案していたケースが大半でした。

しかし今では、最初から「合同会社を設立したい」と依頼にくるケースが多くなってきています。時間の経過によって、合同会社を説明する専門家が育ってきたことや、社会的な認知度のアップによって合同会社の設立件数が伸びてきたことが背景だと筆者は考えています。

そもそも、他の会社形態と比べて合同会社はより多くの人にとって設立するメリットが大きいものといえるので、必然的に合同会社の設立件数が増えてきたというべきかもしれません。

■ 2 起業するときの事業形態 ■

合同会社について詳しく説明する前に、まずは、事業をはじめようとした場合に、どのような形態があるのか、その選択肢についてそれぞれ簡単に解説します。

(1) 法 人

まず、法人の形態か個人事業主の形態かという点で大きく分けることができます。法人には、株式会社や合同会社以外にも、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、宗教法人、医療法人などさまざまな形態があります。

もちろん、それぞれにメリットやデメリットがあります。ここでは、それぞれの比較はしませんが、事業を開始する形態はたくさんあるということは覚えておいてください。

ちなみに、株式会社や合同会社は、法人の中で「営利法人」として分類されています。営利法人とは、事業から生まれた利益を社員（株主など）に分配することを予定している法人のことです。反対に、事業を開始して、利益を社員に分配しないような法人としてはNPO法人などがあり、こちらは「非営利法人」に分類されています。

(2) 個人事業主

個人事業主は、自営業者ともいわれます。法人を設立せずに、個人で事業を行っている人のことです。

一般的には、事業主1人のみ、家族のみ、あるいは少数の従業員を抱えるのみの小規模の経営が多いです。小規模といった制限はなく、大規模な企業体を経営することもできますが、あまりそのような例はありません。

また、個人事業主は、法人の形態とは異なり、法人を設立する必要はありません。「個人事業の開業・廃業等届出書」に、開業に必要な屋号や営業場所などを記入して税務署に提出すれば事業を開始することができます。「個人事業の開業・廃業等届出書」は税務署の窓口で請求するか、国税庁のウェブサイトからダウンロードできます。また、ここでは青色申告のメリットなど詳しいことは省略しますが、開業届を出す際には青色申告に関する届出も一緒に提出するのが一般的です。

法人を設立するためには、費用、時間を要します。この点で、法人を設立してすぐに事業を開始せずに、まずは、個人事業主として事業を開始し、一定の売上が発生してきてから法人化（個人事業主から法人を設立することを「法人成り」といいます）する人も多くいます。

◇ 著者略歴 ◇

伊藤健太 (いとう けんた)

1986年11月21日生。神奈川県横浜市出身。

株式会社ウェイビー代表取締役 CEO/ウェイビー行政書士事務所代表。
士業・ベンチャー企業の経営・集客・マーケティングコンサルタント。

慶應義塾大学3年次、リクルート主催のビジネスコンテストで優勝。
23歳のとき、病気をきっかけに小学校来の親友4名、資本金5万円で起業。起業当初お金がなさすぎて、カードで借金生活を送る。

お金がなかったため、知恵を絞った伊藤独自のマーケティング手法を多数考案。8年間で、累計1万件を超える起業、起業家のアクセラレーションに関わるようになり、日本屈指の起業支援の会社と言われるまでに成長。月間20万人以上の商売人をお助けしている「助っ人」や全国500人以上の商売人が参加している、世界で一番お客様を喜ばす商売人輩出のアクセラレーションコミュニティ「チャレンジャーズ」を主宰。

2016年末に、世界経済フォーラム（ダボス会議）の若手リーダーとして日本代表に選抜。2018年8月にスイスのダボスで開催された、世界の若手リーダー140カ国から400名超が集まる、グローバルシエイパーズサミットに、日本人3名のうち1名として参加。

2018年9月より、徳島大学客員教授にも就任。

元LINE社長・森川亮氏推薦の『起業家のためのマーケティングバイブル』（同友館）をはじめ、「成功する起業家はこう考える」（中央経済社）、「創業融資」を成功に導く最強ノウハウ」（中央経済社）など著書5冊。NHK、日経新聞、エコノミスト、夕刊フジ、日刊工業新聞、CCTVなどメディア出演多数。

飯塚正裕（いいつか まさひろ）

1974年9月15日生。東京都江戸川区出身。

飯塚税理士・行政書士事務所代表/MS アカウンティングサポート株式会社代表取締役。

立教大学大学院ビジネスデザイン研究科講師。

セミナーズ認定トレーナー。

中央大学経済学部卒。立教大学大学院ビジネスデザイン研究科修了。実家が自営でマッサージ業をしていたことで、幼少より自身もサラリーマンではなく自営で事業を営むことを志向。大学卒業後、経験を積むべく、バーレストラン、英会話学校、コールセンターなどを転々。

資格という参入障壁がある士業業界での起業を思い立ち、25歳から税理士試験の勉強開始。

会計事務所勤務を経て2013年9月飯塚税理士・行政書士事務所開業。

同世代の30代、40代の起業を支援しているうちに、元々独立願望があったわけではない人が環境を変える決意をして起業することのハードルの高さに直面。会社に縛られ活き活きとしていない人に対して起業して自由な働き方を提案しつつ、しっかり稼げるようになるまでサポートすることをミッションとして活動中。

◇協力者◇

仲村法律事務所 弁護士 仲村晋一